

18歳未満のお子さんがある

ひとり親家庭の方が利用できる 主な事業のご案内

令和7年度版

I.各種相談窓口等	P.1
II.生活等の支援	P.3
(1) 手当・助成・補助	P.3
(2) 就労支援	P.3
(3) 貸付	P.4
III.住まいの支援	P.4
IV.お子さんを預けたいときの支援	P.5
(1) 預け先	P.5
(2) 訪問型支援	P.7
(3) 利用料の助成	P.7
V.お子さんの教育の支援	P.8
VI.その他	P.11

* 事業の概要のみを記載しています。

* 内容等変更されることがあります。区報・HPで最新の情報をご確認ください。

* 要件、自己負担の有無、毎年申請が必要か否か等詳細は、担当・問い合わせ先にご確認ください。

表中の略語説明：(申)＝問い合わせ先と異なる申し込み先、(所)＝所在地、(シ)＝文京シビックセンター
 ＊表中の年末年始とは、12月29日から1月3日のことです。

I.各種相談窓口等

※窓口により相談時間が異なりますので、事前にご確認ください。

相談項目	相談内容	相談(申込み)先・相談場所
子どもと家庭の総合相談	子育ての不安や悩み、お子さんの気になるところ、困っていること等、お子さんとそのご家庭のさまざまな相談	子ども家庭支援センター児童相談係 03-5803-1109 (シ) 5階
子ども応援サポート室	子どもからの悩みごと、ヤングケアラーや子育て世帯の経済的な困りごと等の相談窓口。電話やメールで受付。(夜間や土日祝日は留守番電話)メールは随時受付	子ども家庭支援センター 03-5803-1900 相談専用メールフォーム   b-kodomosupport@city.bunkyo.lg.jp
子どもに関する相談	子どもの養育や子育てについての相談	文京区児童相談所(令和7年4月開設) 03-3811-5241 (所) 小石川 3-14-7
育児相談	健康、発育、授乳、離乳食、歯等の心配事について、保健師、栄養士、歯科衛生士による相談(電話または面談)	保健サービスセンター 03-5803-1807 (シ) 8階北側 保健サービスセンター本郷支所 03-3821-5106 (所) 千駄木 5-20-18
個別健康相談	産前・産後の母親のからだのことや、家族の健康等の心配事について、保健師による相談(電話または面談)	
乳幼児子育て相談	保育園長等による乳幼児の子育てに関する様々な悩みについて、電話または面談での相談(平日 9:00～17:00)	(申) 各区立保育園 (根津保育園を除く) 幼児保育課幼児保育係 03-5803-1189 (シ) 12 階南側
総合相談室(面接相談) 【予約制】	子どもの発達や教育についての悩みや心配事の相談に、様々な専門職(心理士、言語聴覚士、作業療法士等)が対応 【予約受付】月曜～金曜日、第2・第4土曜日(祝日、年末年始を除く)8:30～17:00	教育センター 03-5800-2594 (所) 湯島 4-7-10
電話教育相談・ いじめ電話相談	電話による子どもの教育等についての相談。24 時間受付、年中無休、匿名での相談可	教育センター 電話教育相談：03-5800-2595 いじめ電話相談：03-5800-2596
民生委員・児童委員/ 主任児童委員	子育てや児童問題の相談・個別援助や子育てサロンの開催、地域の関連機関との連携など	福祉政策課地域福祉係(事務局) 03-5803-1202 (シ) 11 階北側
子どもの最善の利益を守る法律専門相談 【予約制】	子どもの利益を守るための法的な内容(離婚、養育費、親子交流、生活、学校等)についての弁護士による面接相談 毎月第2・第4火曜日、第3木曜日実施 【予約受付】平日 9:00～17:00、前月 20 日から(20 日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)9:00 から翌月分の電話予約開始	子ども家庭支援センター 家庭支援係 03-5803-1894 (シ) 5階 ※相談場所：(シ) 相談室
子どものための離婚前後の法律専門相談 (オンライン) 【予約制】	離婚前後の家庭に対して、養育費や親子交流等について弁護士によるオンライン相談。毎月 3 回実施 区 HP 上の申込フォームより予約	子ども家庭支援センター 家庭支援係 03-5803-1894 (シ) 5階
法律相談 【予約制】	法律全般にわたる無料法律相談。 火曜、金曜日、第2・第4月曜日 13:00～16:00 【予約受付】前日(月曜の場合は前週の金曜)9:00 から電話予約開始	広報戦略課広聴・相談担当 03-5803-1129 (シ) 14 階南側相談室
人権身の上相談	近隣とのトラブル、いじめ問題や名誉き損など人権侵害に関する相談。第3月曜日 13:00～16:00	
青少年相談	青少年の非行防止と健全育成を目的とした相談。 毎週水曜日 13:00～16:00	

相談項目	相談内容	相談(申込み)先・相談場所
生活相談 養育費相談 離婚前後の法律相談 親子交流支援	(1) ひとり親家庭になるとき、なった時の暮らしの悩み、子育ての不安などの電話相談。 (2) 養育費についての相談。 来所による相談は要予約 (3) 離婚前後の法律相談(来所による相談)。要予約 (4) 親子交流の支援について 月曜・土曜・日曜日・祝日：9:00～17:30 火曜日～金曜日：9:00～20:30 ※年末年始を除く	東京都ひとり親家庭支援センター はあと (所) 千代田区飯田橋 3-4-6 新都心ビル 7 階 電話相談：03-6272-8720 LINE 相談(水曜日・土曜日：14:00～21:30) 公式アカウント名「はあとライン」 LINE ID「@782gxinv」
養育費と親子交流の相談	養育費や親子交流に関するさまざまな悩みを、電話やメールで相談可能 電話は、平日(水曜日を除く)10:00～20:00、水曜日12:00～22:00、土曜日・祝日10:00～18:00 メールは、随時受付(回答はパソコンより送信。受信可能な環境設定が必要)	養育費等相談支援センター 0120-965-419 携帯からは、03-3980-4108 メールアドレス：info@youikuhi.or.jp
男女平等センター相談室(電話相談・面談)【予約制】	家族・職場・地域での人間関係、交際相手やパートナーからの暴力、SOGI(性的指向と性自認)や性(性被害)に関すること、自分自身の生き方などの相談(カウンセリング) 月曜・水曜・金曜日 10:00～20:00(受付は 19:00 まで) ※上記受付日時に電話で要予約 ※祝日、休館日、年末年始を除く ※日時が変更となることがあります	男女平等センター相談室 03-3812-7149 (相談・予約) ※男女平等センターの休館中は、相談室の場所が変更となります。詳細は、上記連絡先にてお問合せください。
男女平等センター相談室(SNS 相談)	男女平等センター相談室と同様の相談を「LINE」から相談可能 火曜・木曜・土曜日 14:00～20:00(受付は 19:30 まで) ※祝日、年末年始を除く ※日時が変更となることがあります	男女平等センター相談室(SNS 相談) LINE ID「@bunkyo_soudan」
文京区配偶者暴力相談支援センター	DV に関する相談や支援機関の紹介、DV 被害者相談の証明書発行等	文京区配偶者暴力相談支援センター 電話相談：03-5803-1945
暮らしの中で抱える様々な悩み相談及び配偶者等からの暴力被害の相談(配偶者暴力相談支援センター)	配偶者や交際相手からの暴力、セクシュアルハラスメント、夫婦・親子の問題、生き方など様々な悩み相談。 (1) 一般相談、DV 専用相談：毎日 9:00～21:00(ただし年末年始を除く) (2) 男性のための悩み相談：毎週月曜日、水曜日、木曜日 17:00～20:00、土曜日 14:00～17:00(ただし祝日、年末年始を除く) (3) DV 被害に関する LINE 相談 毎日 14:00～20:00(ただし年末年始を除く)	東京ウィメンズプラザ (1) 一般相談：03-5467-2455 DV 専用相談：03-5467-1721 (2) 男性のための悩み相談 ：03-3400-5313 (3) <u>LINE 公式アカウントから「ささえるライン@東京」で検索</u>
女性相談・配偶者からの暴力被害の相談等(配偶者暴力相談支援センター)	女性からのさまざまな相談や夫や恋人からの暴力に対する相談。 (1) 電話相談 月曜～金曜日 9:00～21:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始 9:00～17:00) (2) <u>LINE 相談 月曜～金曜日 14:00～20:00(年末年始を除く)</u>	東京都女性相談支援センター (1) 電話相談：03-5261-3110 (2) <u>LINE 公式アカウントから「女性は一とふる LINE@東京」で検索</u>
母子・父子・女性相談	配偶者との死別あるいは離婚などによる生活や就労上などの、母子・父子家庭の悩みの相談、生活相談、夫や恋人からの暴力の相談(緊急避難などの相談も含む)	生活福祉課母子父子・女性支援担当 03-5803-1915 (シ) 9 階北側
生活保護等の相談	経済的に困ったとき、世帯の事情やお困りの状況を伺い、生活保護やその他の制度について、ご案内します。	生活福祉課相談係 03-5803-1216 (シ) 9 階北側
戸籍の届出について	届書の書き方説明、養育費取り決めに関するパンフレット配布	戸籍住民課戸籍係 03-5803-1183 (シ) 2 階北側

Ⅱ.生活等の支援

(1) 手当・助成・補助

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
児童扶養手当	区内に在住し、受給要件に該当する児童を扶養しているひとり親家庭等の保護者に支給・助成(所得制限等あり)	子育て支援課児童給付係 コールセンター 03-5803-1288 (シ) 5階南側
児童育成手当		
ひとり親家庭等医療費助成		
児童手当	18歳到達後の最初の3月31日までの児童の養育者に支給(支給対象児童の年齢、人数によって支給月額に相違あり)	
養育費確保支援	区内在住の18歳到達後の最初の3月31日までの児童の養育者に対象経費補助(要件あり) (1) 裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助 (2) 養育費に関する公正証書作成等手数料補助 (3) 養育費保証料補助	子ども家庭支援センター 家庭支援係 03-5803-1894 (シ) 5階
親子交流支援	区内在住の18歳到達後の最初の3月31日までの児童の養育者に対象経費補助(要件あり) (1) 親子交流に向けての事前相談等の支援に係る経費等 (2) 親子交流の付添、児童の受渡等の支援に係る経費等	

(2) 就労支援

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
自立支援教育訓練給付金	就労をより効果的に促進するため、就職の際に有利で生活の安定が図れる資格・技能を習得するひとり親家庭の母および父に、給付金を支給	生活福祉課母子父子・女性支援担当 03-5803-1915 (シ) 9階北側
高等職業訓練促進給付金		
仕事探し	子育てと両立しやすい仕事の相談・紹介のほか、早期就職希望者に対する担当制によるきめ細やかな就職支援 キッズスペースがあり、子連れでの利用も可能 平日 8:30~17:15(土曜・日曜・祝日休み)	ハローワーク池袋マザーズコーナー 03-5911-8609 部門コード 47# (所) 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60ビル 3階
仕事探し	ひとり親家庭の就業に関する相談(応募書類の書き方、面接について)、求人の情報提供やキャリアアップ支援。 来所による相談は要予約 (1) はあと飯田橋 ①月曜・水曜・木曜・土曜・日曜日・祝日 9:00~17:30 ②火曜・金曜日 9:00~20:30 (2) はあと多摩 ①月曜・水曜・木曜・土曜・日曜日・祝日 9:00~17:30 ②火曜・金曜日 9:00~19:30 ※(1)(2) 面接相談は月曜~土曜日(日曜日は電話相談のみ)	東京都ひとり親家庭支援センター (1) はあと飯田橋 03-3263-3451 (所) 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階 (2) はあと多摩 042-506-1182 (所) 立川市曙町 2-8-30 立川わかぐさビル 4階
仕事探し	結婚や出産、育児・介護等を理由に離職した女性など、家庭と両立しながら再就職等を目指す方の就職活動を支援。 キッズスペースがあり、子連れでの来所可 月曜~金曜日 9:00~20:00、土曜日 9:00~17:00 日曜・祝日・年末年始は休業	女性しごと応援テラス 03-5211-2855 (所) 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター1階

(3) 貸付

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
母子及び父子福祉資金	ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金を貸付け	生活福祉課母子父子・女性支援担当 03-5803-1915 (シ) 9階北側

Ⅲ.住まいの支援

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
ひとり親世帯移転費用等助成	住環境改善等の理由により区内の民間賃貸住宅へ転居した場合、移転費用及び家賃差額を助成(要件あり)	(申) 福祉住宅サービス 03-5803-1238 (シ) 11 階北側 福祉政策課福祉住宅係 03-5803-1220 (シ) 11 階北側
すまいる住宅登録事業	ひとり親世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅を区に登録し、住宅に困窮するひとり親世帯に紹介(要件あり)	
住まいの協力店制度	不動産業界団体から推薦を受けた民間の不動産店を「住まいの協力店」として区に登録し、ひとり親世帯に対して、適切な民間賃貸住宅情報を提供	
すみかえサポート事業	区と協定を締結した民間保証会社が、入居者との保証委託契約に基づき、賃貸人に対して滞納家賃等の債務を保証。また、国に登録する家賃債務保証業者を利用した場合、区が初回保証料の一部を助成(要件あり)	(申) 福祉住宅サービス 03-5803-1238 (シ) 11 階北側 福祉政策課福祉住宅係 03-5803-1220 (シ) 11 階北側
住み替え相談会	区内の民間賃貸住宅に住み替えを希望する方を対象に、住み替え相談会を開催	
区営住宅	区内に引き続き1年以上居住し、住宅に困窮する、所得の低い世帯(その他要件あり)に賃貸住宅を提供	
都営住宅	住宅に困っている収入の少ない方に対し低額な家賃で賃貸する住宅。抽せん方式(資格を満たす世帯に優遇抽せん制度あり)及びポイント方式(住宅困窮度の高い方から順に申込地区の募集戸数までの方を「資格審査対象者」とする)の募集を各年2回実施。 その他、毎月募集と随時募集を実施。 いずれも世帯構成・年齢・所得等に要件あり 9:00~18:00(土曜・日曜・祝日を除く)	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 03-3498-8894 (所) 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3 階
住居確保給付金	離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している方のうち、住宅を失っている方、または失うおそれのある方を対象として、原則3か月間家賃相当額を支給	生活福祉課自立支援担当 (住居確保給付金) 03-5803-1917 (シ) 9階北側
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の方、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設	生活福祉課母子父子・女性支援担当 03-5803-1915 (シ) 9階北側
母子・女性緊急一時保護	夫や恋人などから暴力を受け、身の危険を感じている女性や母子家庭に対して、安全を確保するための場所の提供および必要な保護・援助	

Ⅳ.お子さんを預けたいときの支援

(1) 預け先

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
区立・私立保育園・地域型保育事業	保護者の就労や病気等の理由により、保育を必要とする未就学の児童を、保護者に代わって預かり、保育する ※保育する年齢は園によって異なる	幼児保育課入園相談係 03-5803-1190 (シ) 12 階南側
保育所型認定こども園	認可保育所に幼稚園機能を追加した施設 保育所部分は 0～5 歳児が対象。幼稚園部分については区立幼稚園に準ずる	幼児保育課入園相談係 03-5803-1190 (シ) 12 階南側
認証保育所	保護者の就労や病気等の理由により、保育を必要とする未就学の児童を、保護者に代わって預かり保育する、東京都独自の基準を満たす保育施設	(申) 各施設 幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 03-5803-1823 (シ) 12 階南側
認可外保育施設	保護者の就労や病気等の理由により、保育を必要とする未就学の児童を、保護者に代わって預かり保育する、上記以外の保育施設	
区立幼稚園	区内在住の 3～5 歳児が対象。毎年 11 月に翌年度入園児を募集	幼児保育課入園相談係 03-5803-1190 (シ) 12 階南側
幼稚園型認定こども園	幼稚園に保育所機能を追加した施設 2・3 号認定利用は 1～5 歳児が対象。1 号認定利用については区立幼稚園に準ずる	幼児保育課入園相談係 03-5803-1190 (シ) 12 階南側
私立幼稚園	3～5 歳児が対象。毎年 11 月に翌年度 4 月入園児を募集 ※園によっては満 3 歳児クラスあり	(申) 各私立幼稚園 幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 03-5803-1823 (シ) 12 階南側
緊急一時保育 (区立保育園)	保護者の病気や出産等の理由により、緊急に子どもの保育が必要となった時に一時的に利用可能 ※事前に利用園での面接あり	(申) 各施設 幼児保育課幼児保育係 03-5803-1189 (シ) 12 階南側
リフレッシュ一時保育 (区立保育園)	緊急一時保育の定員に空きがある場合に、利用の理由を問わず、一時的に利用可能 ※事前に利用園での面接あり	
区内民間保育施設の一時保育	技能修得、通院、看護、リフレッシュ等のために、就学前児童を対象に一時保育を実施	(申) 各施設 幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 03-5803-1823 (シ) 12 階南側
未就園児の定期的な預かり事業	保育所等において、保育所等を利用していない生後 6 か月から 2 歳児クラスまでの児童を、週 1 回定期的に預かりを行う。 ※受入れ人数や年齢は施設によって異なる。	(申) 各施設 幼児保育課保育施設支援担当 03-5803-1857 (シ) 12 階南側
	私立幼稚園において、保育所等を利用していない 1～2 歳児クラスの児童の定期的な預かりを行う。 ※受入れ人数や預かり時間は施設によって異なる。	(申) 各施設 幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 03-5803-1823 (シ) 12 階南側

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
一時保育事業	利用理由を問わずに満1歳から小学校就学前の子どもが利用可能 ※事前登録が必要 ①キッズルームシビック (シ) 3階北側 ②キッズルーム目白台 (所) 目白台3-18-7 ③キッズルームかごまち (所) 本駒込2-29-6 ④キッズルーム茗荷谷 (所) 大塚1-4-1	(申) 各施設 ①キッズルームシビック 03-5803-1396 ②キッズルーム目白台 03-5395-9143 ③キッズルームかごまち 03-3945-0272 ④キッズルーム茗荷谷 03-6304-1312 子育て支援課子ども施策推進担当 コールセンター 03-5803-1288 (シ) 5階南側
病児・病後児保育事業	病中又は病気回復期の生後4か月から小学校3年生の子どもを、家庭で保育することができない時に利用可能 ※事前登録が必要 ＜病児・病後児保育＞ ①保坂病児保育ルーム (所) 白山5-27-12 保坂こどもクリニック2階 ②順天堂病児・病後児ルーム「みつばち」 (所) 本郷1-1-19 元町ウェルネスパーク東館2階 ③東京都立駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」 (所) 本駒込3-18-22 都立駒込病院保育棟2階 ④ゆうひが丘春日病児保育ルーム (所) 小石川1-5-1 パークコート文京小石川ザタワー3階	子育て支援課子ども施策推進担当 コールセンター 03-5803-1288 (シ) 5階南側
ショートステイ（宿泊預かり）・トワイライトステイ（夜間預かり）事業	緊急かつ一時的に子どもの保育ができなくなった時に、宿泊を伴う保育や夜間の預かりを実施。乳幼児ショートステイ事業と子どもショートステイ事業があり、対象年齢等が異なる ①乳幼児ショートステイ 二葉乳児院 (所) 新宿区南元町4番地 ※原則生後60日から3歳未満 ②子どもショートステイ・トワイライトステイ 文京総合福祉センター (所) 小日向2-16-15 ※満2歳から小学6年生	子ども家庭支援センター家庭支援係 03-5803-1894 (シ) 5階南側
育成室	保護者の就労や疾病などで、昼間家庭で適切な保護を受けられない小学1～3年生の保育をする(心身に特別な配慮を要する児童は、状況により小学6年生まで延長保育をする)	(申) 各施設 ※住所地により申込み施設の指定あり 児童青少年課児童係 03-5803-1188 (シ) 20階北側
都型学童クラブ	保護者の就労や疾病などで、昼間家庭で適切な保護を受けられない小学1～6年生を保育する、東京都独自の基準を満たす民間学童クラブ。 区の育成室では実施していない延長保育や一時利用に対応している。	(申) 各施設 児童青少年課施設整備担当 03-5803-1161 (シ) 20階北側
心身障害者（児）短期保護事業	常時介護を必要とする在宅の心身障害者・児（3歳以上）の方の家族が、疾病・事故・出産・休養等の理由で介護を行うことが困難な時に、家族に代わり施設でお預かりします。（要事前登録。時間単位、宿泊含む）	文京藤の木荘 03-3943-4300 (所) 大塚4-21-8

(2) 訪問型支援

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
ひとり親家庭子育て 訪問支援券事業	小学6年生以下の児童がいるひとり親家庭に、区が指定した事業者のベビーシッターサービスを、所得に応じた負担で利用できる「ひとり親家庭子育て訪問支援券」を交付	子育て支援課子ども施策推進担当 コールセンター 03-5803-1288（シ）5階南側
おうち家事・育児 サポート事業	3歳未満の乳幼児がいる家庭に、家事や育児等に係るベビーシッターサービスを、一定の負担で利用できる「おうち家事・育児サポート券」を交付	
ファミリー・サポート・ センター事業	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）が、地域の中でお互いに協力しながら子育てをする会員制事業。保育施設等への送迎、子どもの預かり等の援助を実施。 ※サポート対象は生後4ヶ月から小学6年生までのお子さん	文京区社会福祉協議会 ささえあいサポート係 ファミリー・サポート・センター 03-3812-3043
いきいきサポート （産前・産後利用）	地域の助け合いを目的とした会員制事業。妊婦または3歳未満の乳幼児がいる方、ひとり親家庭の子は、一定条件を満たした場合に利用会員登録が可能。協力会員として登録した地域住民が掃除、洗濯、調理、買い物等を実施。	いきいきサポート 03-5800-2941 （所）本郷4-15-14 区民センター4階

(3) 利用料の助成

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
ベビーシッター利用料 助成	ベビーシッターによる保育サービスを利用したときに、利用料の一部を助成 ※補助対象は6歳になる年度の末日までの児童（ただし、病児・病後児の場合は小学6年生まで）	子育て支援課子ども施策推進担当 コールセンター 03-5803-1288（シ）5階南側
ふたごちゃん・みつご ちゃん家事・育児サポ ート利用料助成	多胎児養育家庭がベビーシッターサービスや家事支援サービス、産後ドゥーラのサポートを利用したときに、利用料の一部を助成 ※助成対象は3歳未満の多胎児がいる世帯	
子育て支援事業 利用料等助成制度	一定所得以下の世帯が一時保育事業、病児・病後児保育事業、おうち家事・育児サポート事業等の子育て支援サービスを利用したときに、利用料の一部を助成	



V.お子さんの教育の支援

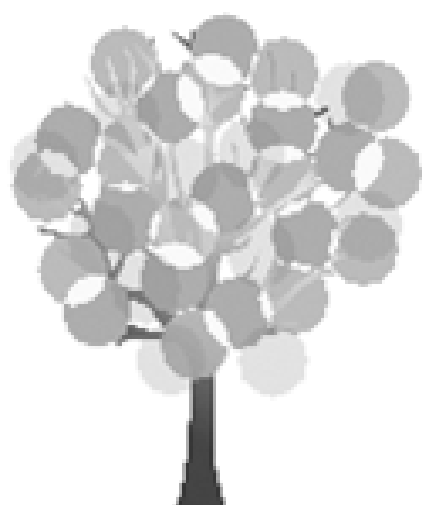
事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
私立幼稚園等園児の保護者負担軽減補助金	「入園時追加補助金」、「施設等利用費」、「保護者負担軽減補助金」がある	幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 03-5803-1823（シ）12 階南側
認可保育園保育料の減額	収入の減少などの世帯の状況等により、申請に基づいて月額保育料を減額	幼児保育課入園相談係 03-5803-1190（シ）12 階南側
認可外保育施設を利用する保護者に対する保育料補助制度	区内在住であり、区から「保育の必要性」の認定を受けた、認証保育所または認可外保育施設に通っている園児の保護者を対象とした補助制度	幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 03-5803-1823（シ）12 階南側
就学援助	経済的援助が必要な児童・生徒の保護者に、学用品費等の経費の一部を援助(所得制限あり)	教育委員会学務課学事係 03-5803-1295（シ）20 階南側
育成室保育料の減免	要件を満たした場合、育成室保育料を減額または免除	児童青少年課児童係 03-5803-1188（シ）20 階北側
都型学童クラブの保育料補助制度	生活保護受給世帯や住民税非課税世帯、特別区民税の所得割課税額が 58,000 円未満の世帯に対し、月額保育料の全部または一部を補助（その他要件あり）	児童青少年課施設整備担当 03-5803-1161（シ）20 階北側
緊急支援奨学資金貸付	私立中学校等に通う生徒の保護者が、世帯収入の急激な減少によって学費の支払が困難になった場合に、奨学資金(2 万 9 千円/月)を無利子で貸付(その他要件あり)	教育委員会教育総務課庶務係 03-5803-1291（シ）20 階南側
奨学資金給付	就学援助補助対象世帯(生活保護受給世帯を除く)に対し、奨学資金(国公立 6 万円、私立 10 万円)を給付(その他要件あり)	教育委員会教育総務課庶務係 03-5803-1291（シ）20 階南側
入学支度資金融資あっせん制度	私立高等学校等に入学する生徒の保護者で、経済的に困難な方を対象に、取扱金融機関による入学に必要な資金(40 万円以内)の融資をあっせんし、区が利子・保証料を全額助成(その他要件あり)	
中学生学校外学習費用助成金	就学援助補助対象世帯(生活保護受給世帯を除く)で、中学 2 年生又は 3 年生の生徒の保護者に対し、学習塾授業料等にかかる費用(上限額/年:10 万円)を助成(その他要件あり)	
地域未来塾事業	区立小学校 7 校・中学校 10 校で行う、学力向上、学習の習慣づけを目指した、放課後等課外の学習指導です。各学校の状況に合わせた教科を、学習支援員が指導	教育委員会教育総務課地域教育支援担当 03-5803-1306（シ）20 階南側
受験生チャレンジ支援貸付事業	中学 3 年生、高校 3 年生に学習塾費用と受験料を一定所得以下の世帯へ貸付け(進学した場合は、返済免除) ※中学 3 年生で学習塾費用を申請する場合、「中学生学校外学習費用助成金」の交付を受けている方は対象外	文京区社会福祉協議会地域福祉推進係 03-5615-8017 (所) 本郷 4-15-14 区民センター 4 階
私立中学校等授業料軽減助成金	都内在住で、私立の中学校等に在学する生徒の保護者に、授業料に対する助成として都が 10 万円を支給する制度	(公財) 東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 中学校助成金担当 03-5206-7808

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
入学支度金	都内在住で、入学支度金制度のある都内の私立高等学校等に入学する生徒の保護者に、入学先の学校が、入学時に支払う費用のうち 25 万円を無利息でお貸しする制度	入学しようとする都内の高等学校等 ※制度の有無、詳細は学校によって異なります。
私立高等学校等就学支援金・学び直し支援金制度	就学支援金制度は、都内の私立高等学校等に在学する生徒を対象に、その在学期間に応じて最大で 36 か月(私立高等学校の定時制・通信制等に在学の場合は 48 か月)にわたり、授業料の一部を国が支援する制度 学び直し支援金制度は、高等学校等を中途退学し再び都内の私立高等学校等で学び直し場合、高等学校等就学支援金の支給が終了しても、一定条件のもとで継続して授業料の支援を行う制度 いずれも授業料の一部に充てる費用として、学校が受け取る	(申) 在学する学校 制度についての問い合わせ (公財) 東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 03-6743-5011
私立高等学校等授業料軽減助成金	私立高等学校等に通う生徒の保護者等(都内在住)の経済的負担を軽減するために、国の就学支援金とあわせて都内私立高等学校の平均授業料まで都が助成する制度	(公財) 東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 03-5206-7925
私立高等学校等奨学給付金	私立高等学校等に通う生徒の保護者等(都内在住)の経済的負担を軽減するために、授業料以外の教育費(教材費、学用品費等)の一部を都が助成する制度(要件あり)	(公財) 東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当 03-5206-7925
高等学校等就学支援金事業 (東京都立産業技術高等専門学校)	東京都立産業技術高等専門学校に在学する学生(第3学年まで)を対象に、最大 36 か月にわたり、授業料を国が支援する制度(要件あり)。就学支援金は学生の授業料の一部に充てる費用として、学校が受け取る	東京都総務局総務部企画計理課 (大学調整担当) 03-5388-2289 (所) 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎南側 12 階
東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金事業	東京都立産業技術高等専門学校に通う学生(第3学年まで)の保護者等(都内在住)の方の授業料以外の教育費負担を軽減するために、授業料以外の教育に必要な経費の一部を助成する制度(要件あり)。生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯が対象	
東京都立産業技術高等専門学校給付型奨学金事業(授業料軽減制度・選択的学習活動支援制度)	東京都立産業技術高等専門学校に通う学生(第3学年まで)を対象に、保護者等の経済的な負担を軽減するために、授業料又は学校が指定する選択的な教育活動に必要な経費の一部を助成する制度(要件あり)	
高等学校等就学支援金・学び直し支援制度	就学支援金制度は、都立学校等に在学する生徒を対象に、最大 36 か月(定時制及び通信制の課程においては 48 か月)にわたり、授業料を国が支援する制度(要件あり) 学び直し支援金制度は、高等学校等を中途退学し再び都立学校等で学び直す場合、高等学校等就学支援金の支給が終了しても、一定条件のもとで継続して授業料の支援を行う制度(要件あり) いずれも生徒の授業料として、学校が受け取る	
都立高等学校等における授業料免除制度	都立高等学校等に在学する生徒のうち、都内在住で、所得制限により高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象とならない生徒に対して、授業料を免除する制度	東京都教育庁都立学校教育部 高等学校教育課 03-5320-7862 (所) 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎北側 15 階

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
多子世帯における授業料等支援事業（都立以外国公立学校）	高等学校等就学支援金が所得要件により対象外となる世帯のうち、保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる都内在住の世帯に対し、授業料の1/2相当額を支援する制度	東京都教育庁都立学校教育部 高等学校教育課 03-5320-7862 （所）新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎北側15階
東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業	国公立高等学校等に通う生徒の保護者（都内在住）の方の授業料以外の教育費負担を軽減するために、授業料以外の教育に必要な経費について支援する制度（要件あり）。生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯が対象	
東京都立学校等給付型奨学金事業	各学校が指定する多様な教育活動への参加機会を確保することを目的として、必要な経費の一部を保護者に代わり、東京都が支払う制度。都内の国公立高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部に在学し、所得要件を満たす世帯に属する生徒が対象	
東京都育英資金	都内在住で、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する生徒を対象とした貸与型の奨学金（無利息）。高等学校、専修学校（高等課程）へ進学希望の中学3年生を対象に奨学金の貸付予約をする予約募集あり。各学校で募集。収入等要件あり	（公財）東京都私学財団 育英資金課 03-5206-7929 または、在学する学校に問い合わせ
日本学生支援機構の奨学金（給付型）※1	大学・短期大学・高等専門学校（4～5年）・専修学校（専門課程）で学ぶ、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、多子世帯（扶養される子どもが3人以上の世帯）の学生に対し、原則返還する必要がない給付奨学金を支給。 <u>給付奨学金の対象となれば、別途入学金・授業料も減免。貸与奨学金との併用可。進学前に奨学金の予約をする予約採用、進学後に奨学金を申し込む在学採用あり。各学校で募集。なお、国又は自治体の確認を受けた学校が対象※2</u> ※1 令和7年4月より制度の拡充が予定されています。最新の情報については、右記ホームページをご確認ください。 ※2 対象となる学校については、文部科学省ホームページ（ https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm ）に一覧を掲載	<貸与・給付・返還に関する問い合わせ> 日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301（ナビダイヤル） 月曜日～金曜日：9時～20時 （土日祝日・年末年始を除く） 又は <u>日本学生支援機構ホームページ</u> https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html
日本学生支援機構の奨学金（貸与型）	大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）※1 および大学院で学ぶ人を対象とした、国が実施する貸与型の奨学金。進学前に奨学金の予約をする予約採用※2、進学後に奨学金を申し込む在学採用あり。各学校で募集。 ※1 専修学校については、日本学生支援機構ホームページに対象一覧を掲載 ※2 高等専門学校は、4年次に編入する場合のみ予約採用の対象となる	<貸与・給付の手続きスケジュールや、個別の提出資料に関する相談窓口> 在籍する学校

VI.その他

事業名	事業内容	担当・問い合わせ先
特別区民税・都民税 (住民税)の適用制度	寡婦控除、ひとり親控除(適用要件あり) 寡婦・ひとり親非課税制度(合計所得による)	税務課課税第一・二係 03-5803-1154~5(シ)10階南側
粗大ごみ処理手数料の 免除	児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 から出る粗大ごみについて、処理手数料を免除 免除申請書類提出先 文京清掃事務所 3813-6661(所)後楽 1-7-29	(申)粗大ごみ受付センター 03-5296-7000 [手当証書所持者である旨を申告し 申し込む]
JR定期券割引	児童扶養手当受給世帯の場合は、JR通勤定期乗車券が 3割引	子育て支援課児童給付係 (シ)5階南側 コールセンター 03-5803-1288
都営交通無料乗車券	児童扶養手当受給世帯の世帯員のうち、1人に限り都営 交通(都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナ ー)の全区間(都バスの一部区間を除く)の無料乗車券を交 付	
水道・下水道料金の 一部免除	児童扶養手当又は特別児童扶養手当受給世帯で、一定の 要件に当てはまる場合は、申請により、水道料金及び下 水道料金について一部免除	水道局文京営業所 03-5840-8021 (所)西片 2-16-23
所得税の適用制度	寡婦控除、ひとり親控除(適用要件あり)	小石川税務署 03-3811-1141(所)春日 1-4-5 本郷税務署 03-3811-3171(所)西片 2-16-27
子ども宅食プロジェクト	児童扶養手当又は就学援助受給世帯等に対し、2か月に 1回、企業などから寄せられる食品等を直接自宅まで届け る ※対象者には申込書を送付。届いていない場合は右記へ	子育て支援課子育て支援係 (シ)5階南側 コールセンター 03-5803-1288



文京区子ども家庭部
子ども家庭支援センター

東京都文京区春日一丁目16番21号

TEL: 03-5803-1894
FAX: 03-5803-1345